# 伊那市多文化共生推進のための指針

令和３年（2021 年）４月

## １　多文化共生とは

「国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省：多文化共生の推進に関する研究報告書より）」と定義しています。

## ２　なぜ、いま多文化共生なのか

従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、近年の社会経済情勢の変化による外国人住民の増加を背景に、外国人を地域で暮らす住民と捉え、すべての住民が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みが必要となっています。

多文化共生の推進は、差別や偏見のない社会、安心安全な地域へとつながる重要な取り組みです。

## ３　策定背景

伊那市で暮らす外国人の数は平成２０年（２００８年）の「リーマンショック」以降減少傾向となりましたが、平成２６年（２０１４年）よりふたたび増加しています。

また、少子高齢化に伴う国内の労働人口の減少や経済のグローバル化が進む中で、令和元年（２０１９年）４月には新たな在留資格「特定技能」が創設され、それに伴い外国人住民の定住人口の増加が予想されます。

平成２７年（２０１５年）の国連総会で設定された「持続可能な開発目標（SDGs）を意識しながら、伊那市でも外国人住民のもつそれぞれの文化を大切にし、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりを目指して考えていきます。

## ４　伊那市の現状

（1）市内外国人の状況（令和元度伊那市統計書より）

外国人計　1,817 人

国籍別外国人登録者数

（人）

| 国　　籍 | 平成２６年 | 平成２７年 | 平成２８年 | 平成２９年 | 平成３０年 | 令和元年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総　　数 | 1,462 | 1,483 | 1,521 | 1,594 | 1,752 | 1,817 | 100.0% |
| ブラジル | 698 | 711 | 714 | 739 | 828 | 813 | 44.7% |
| フィリピン | 276 | 295 | 308 | 326 | 342 | 347 | 19.1% |
| 中　　国 | 283 | 252 | 252 | 262 | 261 | 259 | 14.3% |
| 韓国・朝鮮 | 121 | 116 | 111 | 116 | 108 | 108 | 5.9% |
| タ　　イ | 22 | 25 | 25 | 22 | 26 | 28 | 1.5% |
| インドネシア | 4 | 8 | 7 | 8 | 19 | 23 | 1.3% |
| ペ　ル　ー | 9 | 5 | 5 | 5 | 4 | 7 | 0.4% |
| バングラデシュ | 7 | 7 | 9 | 4 | 7 | 7 | 0.4% |
| そ　の　他 | 42 | 64 | 90 | 112 | 157 | 225 | 12.4% |

資料：市民課

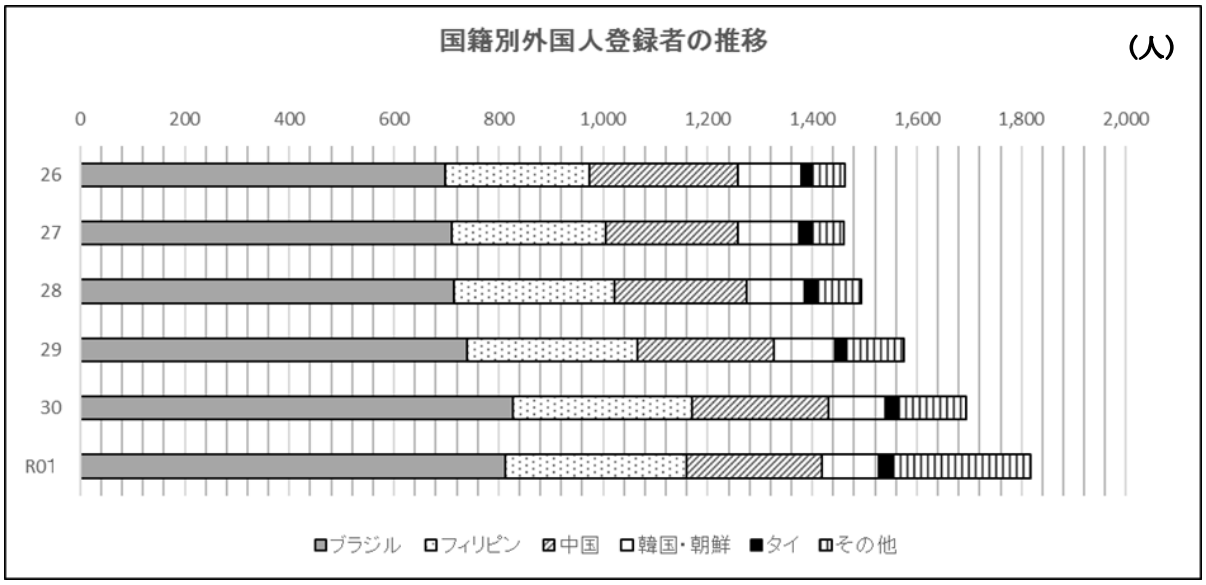


（2）県内１９市における状況（令和元年（2019 年）12 月現在）

〇人口に対する外国人の割合

第１位（1,817 人/67,724 人　2.68%）

次いで諏訪 2.62%、上田 2.58%、飯田 2.29%

〇外国人数

第５位（松本、上田、長野、飯田に次ぐ）

（３）外国人相談窓口（市民課）の状況（令和元年度（2019 年））

相談者数　3,534 人（うち市外 49、県外 41）

相談件数　4,667 件（うち市外 49、県外 44）

相談内容　市民課、税務課、健康推進課に関すること等。

（４）今までの取り組み

〇日本語教室の開催

〇県事業　日本語学習支援者（日本語交流員）養成講座への協力

○長野県日中友好協会伊那地区本部事務局

○外国人相談窓口設置（市民課にポルトガル語通訳常時 1 名）

## ５　アンケート結果から見える課題

令和２年（2020 年）10 月に外国人労働者を雇用する企業へ訪問、ヒアリング調査を行い、１１月には日本語教育に関するアンケート調査を、訪問先企業の外国人従業員、市民課来庁者、日本語教室利用者等の外国人住民に実施しました。（結果詳細別紙）この結果、以下について課題が見えてきました。

**①必要な行政情報が伝わっていない**

**②日本語の学習意欲はあるが実際の学びにつながっていない**

**③災害時・緊急時の対応の理解不足**

**④日本の生活ルール、習慣や文化がわからない、日本人住民との関わりが薄く誤解やトラブルがある**

## ６　推進のための目標

国籍や民族の異なる人々がお互いの文化を認め、地域で共に生きていく「多文化共生のまちづくり」を目指します。日本人住民と外国人住民がお互いを知るための機会をつくることや、手段や方法の工夫によって外国人住民が情報を手に入れやすい環境を整えることなどにより、地域の中で困った時に助けあえる関係づくりにつながると考えられます。

**目標：多様性を理解し合い、共に暮らし、共に活躍する多文化共生のまちづくり**

## ７　推進すべき施策の方向性

### （１）コミュニケーション支援

情報の多言語化・情報伝達手段の確保と、日本語や日本社会に関する理解を深めてもらえるよう、学習支援を行います。

### （２）生活支援

外国人住民が安心して暮らせるよう、市の制度等必要な情報をわかりやすく提供することで、窓口での相談等生活支援の充実を図ります。

### （３）多文化共生の意識づくり

市民、行政、事業者がそれぞれ多文化共生社会の意識啓発を進め、お互いを理解し認め合えるように、双方向の学びの機会を創ります。

### （４）地域社会への参加促進

地域での交流や、地域活動への参加を推進し、地域の中での多様な担い手としてお互いに助けあえる関係づくりを進めます。

## ８　施策体系

| 推進すべき施策の方向性 | 推進のためにやるべき事 | 具体的取組 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| （１）コミュニケーション支援 | 行政・生活情報の多言語化 | ・多言語、やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供<br>・NPO 等との連携による多言語情報の提供 | 文化交流課<br>秘書広報課<br>市民課 |
| | 日本語教育の推進 | ・日本語教室の充実<br>・日本語教育の推進に係る体制の整備（行政。雇用主、支援団体等） | 文化交流課 |
| | 生活オリエンテーションの実施 | ・生活オリエンテーションの実施<br>・日本社会に関する情報の提供 | 市民課<br>文化交流課 |
| （２）生活支援 | 相談体制の整備 | ・外国人住民の生活相談窓口の設置 | 文化交流課<br>市民課<br>福祉相談課 |
| | 教育機会の確保 | 就学、学校での日本語学習支援 | 学校教育課 |
| | 適正な労働環境の確保 | 就業支援、就業環境の整備促進等 | 商工振興課 |
| | 医療・保健サービスの提供 | ・医療機関での多言語対応、対応可能な病院等の情報提供<br>・健診、相談における対応 | 健康推進課 |
| | 子ども・子育て及び福祉サービスの提供 | ・サービスの利用促進<br>・多言語による支援 | 子育て支援課<br>福祉相談課 |
| | 住宅確保のための支援 | ・公営住宅の供給、住宅支援<br>・自治会等への加入<br>・集住団地等における相談窓口設置 | 管理課<br>地域創造課 |
| | 災害時の支援体制の整備 | ・外国人への防災対策推進、多言語での支援<br>・外国人住民の所在把握 | 文化交流課<br>危機管理課<br>社会福祉課 |
| | 感染症流行期における対応 | ・多言語による情報提供及び、相談対応 | 健康推進課 |
| （３）多文化共生の意識づくり | 多文化共生・国際理解の意識啓発 | ・地域住民に対する意識啓発<br>・やさしい日本語の活用啓発<br>・児童生徒への多文化共生教育推進<br>・お互いの価値観に対する理解を深める機会とな | 総務課<br>企画政策課<br>文化交流課<br>学校教育課<br>生涯学習課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | るイベントの開催 | |
| | 外国人住民の社会参画支援 | ・外国人住民の審議会等への参加促進<br>・差別意識の解消 | 企画政策課<br>文化交流課 |
| （４）地域社会への参加促進 | 外国人住民との連携・共同による地域活性化 | ・自助組織への参加促進<br>・地域の外国人住民を相談員とする取り組み<br>・日常的に交流できる場所づくり<br>・地域と連携した外国人住民参加の防災講習会・避難訓練の実施 | 地域創造課<br>文化交流課<br>危機管理課<br>社会福祉課 |

※注：やさしい日本語とは普段使われている言葉を主に外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。また、やさしい日本語は小さな子どもや、高齢者、障害者などにも配慮したコミュニケーション方法の一つである。

## ９　施策体制

指針に基づき全庁をあげて取り組みます。文化スポーツ部文化交流課は主管として、庁内関係部局と横断的な連絡調整・連携を行い、多文化共生に係る施策を推進します。